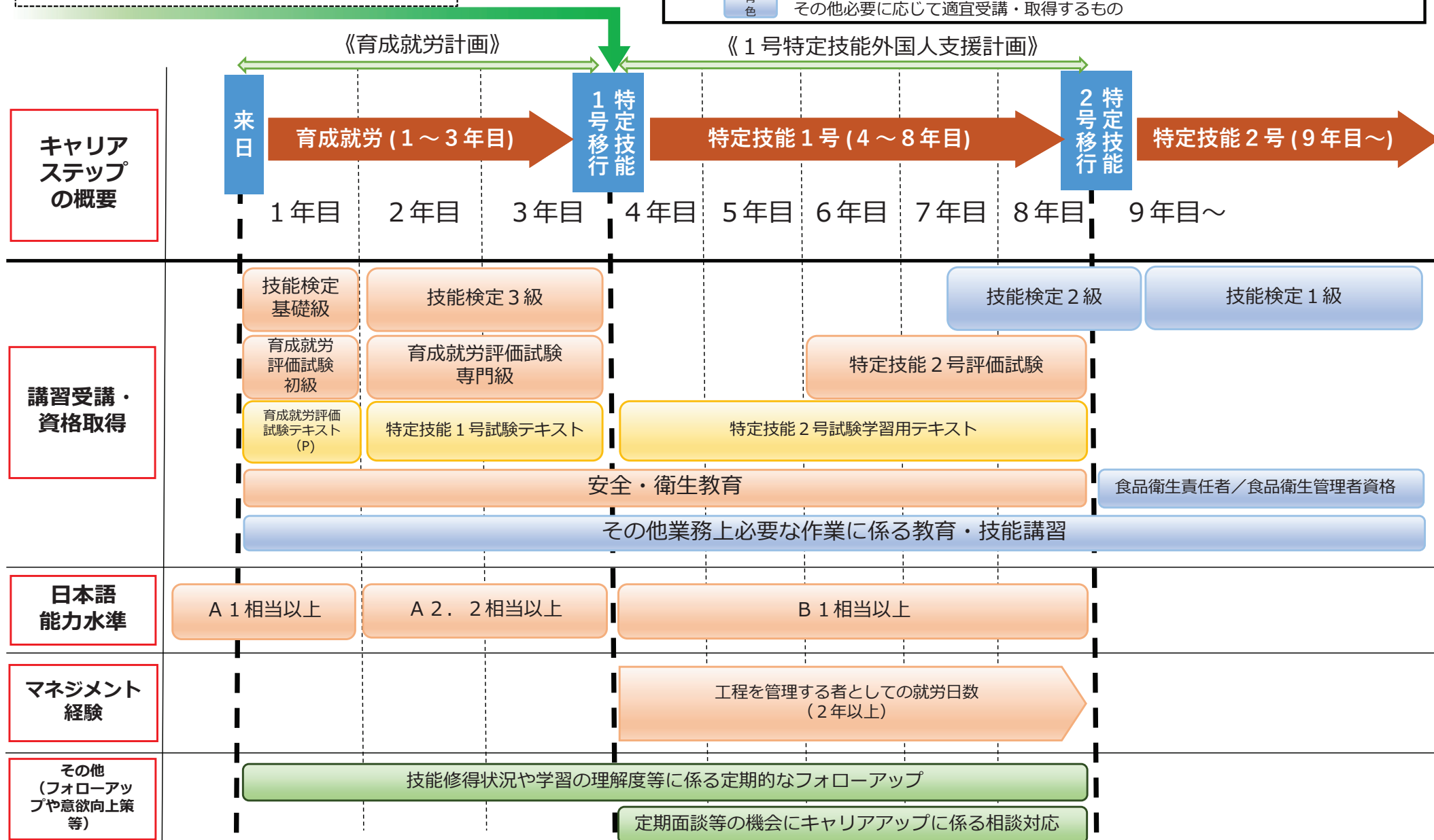


農林水産省

- | | | | | |
|----|----|----------------------|----|---------------|
| 凡例 | 黄色 | 技能の修得・向上に資するもの | 緑色 | フォローアップや意欲向上策 |
| | 赤色 | 在留資格の移行に係る要件 | | |
| | 青色 | その他必要に応じて適宜受講・取得するもの | | |



育成・キャリア形成のイメージ（飲食料品製造業務区分）

農林水産省

在留資格	目指すレベル (求められる役割・作業)	必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習			
		専門技能	日本語能力水準	マネジメント経験	その他
育成就労	基礎的な技能を修得し、上長からの指示があれば現場で単独でも働けるようになる。 特定技能1号への移行を目指す。	就労中の取組： (1年目) 技能検定基礎級 育成就労評価試験初級 (3年目) 技能検定3級 育成就労評価試験専門級 ※育成就労初級試験テキスト(P) ※特定技能1号試験学習用テキスト	就労開始までに必須： 日本語教育の参照枠A1相当以上又はそれに相当する日本語講習の受講 就労中の取組： 日本語教育の参照枠A2.2相当以上	—	
特定技能1号	特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行する。 特定技能2号への移行を目指す。	就労開始に必須： 技能検定3級、育成就労評価試験専門級、または特定技能1号評価試験 就労中の取組： 特定技能2号評価試験 ※特定技能2号学習用テキスト	就労開始に必須： 日本語教育の参照枠A2.2相当以上 就労中の取組：日本語教育の参照枠B1相当以上	工程を管理する者としての就労年数：2年	労働安全・衛生教育 その他業務に関連する資格の取得（食品衛生責任者：9年目～）
特定技能2号	自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行し、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行する。	就労開始に必須： 特定技能2号評価試験	就労開始に必須： 日本語教育の参照枠B1相当以上	—	